

公益社団法人 日本スカッシュ協会

処分手続規程

(目的)

第1条 本規程は、定款第3条に基づき、公益社団法人日本スカッシュ協会（以下「本協会」という。）が担うスカッシュ競技の普及・振興という重要な役割に鑑み、本協会の法令順守及び事業執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招く行為の防止を図り、もって本協会に対する社会的な信頼を確保することを目的として定める。

(適用範囲)

第2条 本規程は、以下に定める者に適用する。

- (1) 理事及び監事（以下「役員等」という。）
- (2) 名誉総裁、名誉会長、顧問、及び運営委員、定款第5条の会員及び運営規則第11条に規定する委員会の活動に参加する者
- (3) 事務局員
- (4) 本協会が設ける登録制度により登録する選手、審判員、指導者等
- (5) その他、本協会の活動に参加する者

(違反行為)

第3条 違反行為とは、前条に規定した者が行う次のいずれかに該当する行為をいう。

- (1) 法令又はこの協会の定める規程に違反したとき
- (2) 正当な理由なく、本協会の指示命令に従わなかったとき
- (3) 本協会又は本協会に加盟する団体の名誉又は信用を毀損する行為を行ったとき

(処分手続)

第4条 本規程の第2条に規定するものがこの規程に反する行為を行ったおそれがあると認められる場合は、倫理委員会は、倫理・コンプライアンス規程第12条に従って調査し、理事会に対して検討結果を報告する。

- 2 倫理委員会は、前項の調査終了後2週間以内に、会長に対し、書面をもって、当該事案の処分案を答申する。
- 3 前項の処分案の答申書面には次の事項を含むものとする。
 - (1) 審査対象者の表示
 - (2) 処分の内容（処分を不相当とする場合はその旨）
 - (3) 処分の対象となる違反行為にかかる事実
 - (4) 処分の理由
 - (5) 処分手続の経過

(違反行為に対する処分の種類・内容)

第5条 本協会は、違反行為を行った者に対して、理事会決議をもって、違反行為の内容・程度及び情状に応じ、以下の処分を行うことができる。

- (1) 役員等に対する処分
 - ア 口頭による注意を行い戒める（戒告）。
 - イ 文書による注意を行い戒める（譴責）。
 - ウ 一定期間、一定割合の報酬を減額する（減給—有給の場合）。
 - エ 下位の役職へ移行させる（降格）。
 - オ 理事会において懲戒免職の決議をし、速やかに社員総会を招集して解任請求を行う（懲戒免職）。
- (2) 事務局員に対する処分
 - ア 口頭による注意を行い戒める（戒告）。

- イ 文書による注意を行い戒める（譴責）。
 - ウ 一定期間、一定割合の報酬を減額する。ただし、労働基準法第91条を限度とする（減給）。
 - エ 一定期間出勤を停止し、その期間中、報酬又は給与を支払わない（出勤停止）。
 - オ 下位の役職へ移行させる（降格）。
 - カ 諭旨により退職願いを提出させるが、これに応じないときは解雇する（諭旨退職）。
 - キ 予告期間を設けることなく即時に免職する（懲戒解雇）。
- (3) 選手、審判員及び指導者等
- ア 口頭による注意を行い戒める（戒告）。
 - イ 文書による注意を行い戒める（譴責）。
 - ウ 本協会主催の競技会・イベント会場への出場や立ち入り禁止・制限する（出場・立入制限）。
 - エ 本協会の登録者としての資格を停止する（登録資格の停止）。
 - ・ 一定期間の登録資格停止
 - ・ 無期の登録資格停止
 - オ 登録資格剥奪：永久に本協会の登録者としての資格を剥奪する。
- (4) その他、本協会の活動に参加する者
- ア 口頭による注意を行い戒める（戒告）。
 - イ 文書による注意を行い戒める（譴責）。
 - ウ 永久にこの本協会の活動に参加する資格を剥奪する（参加資格の剥奪）。

(処分の原則)

第6条 本協会は、処分に際しては、これを中立、公正かつ迅速に行う。

(刑事裁判等との関係)

第7条 処分の対象となる違反行為について、その対象者が刑事裁判その他の本協会以外の処分を受けたとき又は受けようとするときであっても、本協会は、同一案件について、適宜に、その違反者を処分することができる。本規程による処分は、当該違反者が、同一又は関連の違反行為に関し、重ねて本協会以外の処分を受けることを妨げない。

(上部団体等による処分との関係)

第7条の2 本規程が適用される者が本協会が加盟する団体により処分を受けた場合、本協会は倫理委員会の意見を聞いた上、第5条に規定する処分のいずれかを科すことができる。

(違反者の処分の解除)

第8条 本規程により処分を受けたものは、処分開始日から1年以上を経過した後に、以下の手続きにより、処分の解除を申請することができる。

- (1) 処分を受けたものは、本協会の会長に対し処分解除申請書及び反省又は嘆願の書面を提出する。
- (2) 会長は、倫理委員会に前号の書類一式を回付する。
- (3) 倫理委員会は、処分解除申請者を聴聞のうえ、解除相当と判断した場合、その旨を会長に答申する。
- (4) 会長は、理事会の決議を経て処分解除を決定する。

(処分の決定)

第9条 理事会は、第5条に従い、処分の決定を行う

- 2 会長は、前項の決定に基づき、処分対象者に対し、以下の事項を記載した書面をもって処分決定を通知する。

- (1) 処分対象者
 - (2) 処分の内容
 - (3) 処分の対象となる違反行為にかかる事実
 - (4) 処分の手続の経過
 - (5) 処分の理由
 - (6) 処分の年月日
 - (7) 処分対象者が本協会の登録者であって、処分決定に不服がある場合には、処分対象者は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対し処分決定の取り消しを求めて仲裁の申し立てを行うことができる旨及び申立期間
- 3 処分の決定は、前項の通知が処分対象者に到達した時に効力を生じる。ただし、役員等に対する処分の決定はその限りでない。

(処分に対する不服申立)

第10条 本協会の登録者が処分決定に不服がある場合には、当該登録者は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して本協会の行った処分決定の取消を求めて仲裁の申立を行うことができる。

- 2 本協会は、前項の申し立てをしたことを理由として、第1項の処分対象者に対して処分決定以外の不利益な取り扱いをしてはならない。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、令和5年(2023年)6月18日から施行する。

(令和5年3月12日理事会決議)